

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：一般事務１種 教職員室】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人（週９時間勤務）

大津市立和邇小学校

２ 募集職種 一般事務１種 スクールサポートスタッフ 教職員室

３ 業務内容

配属先が指定する一般事務

（配属先：大津市立小中学校のうち、いずれかの学校。学校名は上記のとおり。）

- （１）学習プリントや家庭への配布文書等の印刷、配布準備
- （２）採点業務の補助
- （３）学校行事や式典等の準備補助
- （４）データの入力、集計や資料の整理
- （５）教室内の換気や消毒等の感染症対策に関する業務
- （６）子どもの健康観察のとりまとめ作業等に関する業務
- （７）清掃補助（手洗い場、トイレの清掃を含む）
- （８）その他直接の学習指導以外の業務支援

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

- （１）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- （２）窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５ 応募受付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１３日（金）まで

６ 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連 絡 先】大津市教育委員会事務局教職員室 「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2837

7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月） 午前 1 0 時～ 大津市役所別館 2 階 教育委員会室 2

※応募人数が多数の場合は、時間を変更する場合があります。

8 選考方法

面接試験及び筆記試験（作文）

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

あわせて筆記用具を持参してください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、1 1 月 2 4 日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 採用後、1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市立和邇小学校
勤務地変更の可能性	1 <u>あり</u> ➡（ 学校間において配置転換を行う可能性があります。 ） 2 なし
勤務日	週 3 日（月～金曜日のうち 3 日間）任用期間内で 1 4 週
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他学校長が指定する日 ※学校が長期休業（春休み、冬休み）の期間中の勤務はありません。
休暇	年次有給休暇 1 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 9 時間勤務（1 日 3 時間×週 3 日） ※勤務していただく曜日および時間は、採用決定後に、勤務地の学校長にご相談ください。

基本給	日額（3時間） 3,897 円 ～ 4,114 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限日額 2,619 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	加入なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。